

構造改革特別区域計画書

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下高井郡野沢温泉村

2. 構造改革特別区域の名称

湯の郷 野沢温泉どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

長野県下高井郡野沢温泉村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 野沢温泉村の位置

当村は長野県の北部に位置し、三国山脈を背にした国内有数の豪雪地帯として知られている。

村の北東側は高倉山の尾根境から毛無山東斜面にかけて栄村と接し、西側は千曲川(信濃川)を境に飯山市、南部は三国山脈傍系の毛無山の尾根を境に木島平村と接しており、毛無山を頂点として西の千曲川に傾斜し、海拔高度差は毛無山(1,650m)から、村北部の明石(300m)に及び山谷形で起伏の多い地形となっている。

(2) 野沢温泉村の人口(平成 15年 4月 1日)

総人口 ……4,467人(男 2,112人 女 2,355人)

世帯数 ……1,325世帯

(3) 野沢温泉村の総面積(平成 14年 4月 1日)

総面積 …… 57.95km² (東西 9.1 km,南北 11.5 km,周囲 38.2 km)

宅 地 …… 9.21km² (15.9%)

田 畑 …… 2.8 km² (4.8%)

森 林 …… 45.94km² (79.3%)

(4)周辺地域の特徴

千曲川沿いに広がる当地域の人口は当村と境を接する飯山市・木島平村・栄村とあわせても38千人である。当村の人口は昭和25年をピークに減少を続けており、構造は老年人口割合が29.8%と栄村・木島平村に続き3番目となっている。

地形は各市村とも山間部と平野部に分かれ、栄村の92.6%の森林面積率を筆頭に、木島平村が80.8%、当村79.3%、飯山市58.7%と地域の7割強が森林という山間地である。

このような地域の立地条件により、アジア大陸からの影響を受ける典型的な日本海側気候で、いずれも当村同様豪雪地帯として知られており、平成14年度の最大積雪量は263cm、累計降雪日数は62日と3ヶ月間は雪に閉ざされた生活となる。

豪雪山間傾斜地という立地条件を生かし、本村は古くから温泉湯治場として栄えてはいたが、大部分の農家は冬季雪に埋もれ出稼ぎを余儀なくされていた。大正12年に野沢温泉スキークラブが発足しスキー場の開発とスキーヤーの誘致に努力するなど、温泉とスキーを中心とした村づくりが始まり、昭和38年にはスキー場が施設を含めてすべて村営となり、住民と行政が一体となった観光地開発が進み一層の充実が図られた。この頃より村内の豊郷地区の農家は民宿経営を始め現在に至っている。スキー産業は好景気に後押しされ右肩上がり、平成4年には年間延べ139万人が当村を訪れるまでになったが、以降急激に下がり続け平成13年には延べ81万人まで落ち込んでいる。(参考資料:別表1)

全国的にも有名な野沢菜の発祥の地である当村の産業のもう一方の柱である農業は、やはり豪雪山間傾斜地により、水稲単作地帯のうえかつ小規模経営で、農業粗生産額約10.2億円の内、栽培菌茸、米、野菜(野沢菜含む)の順で53%、26%、17%の比率であり、今後この基幹作物に加え地産地消で求められる特産品等の開発に取り組む必要がある。(参考資料:別表2)

水稲作において平成16年産からの米政策改革において「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、プロ農業者などが産地の中核となり売れる米づくりを目指すという基本方針が示されている。当村豊郷地区においては農家民宿による小規模耕作が主体で自ら作った米・野菜でお客様をもてなす地産地消が古くからの主体となっているが、景気低迷による観光客の減少及び米の消費量の減少等により米の余剰から集荷業者への出荷が増加している。

このような中、近年農業と観光を結びつけ地域の活性化を図る動きがあり、北信州みゆき農業協同組合(当時:いいやまみゆき農協)が平成4年頃から学校とタイアップし自然体験教室を開催したり、隣市の飯山市では菜の花と観光を結びつけ平成16年で第21回を数える「菜の花まつり」を開催し多数の観光客を集客し賑わいを見せている。当村でも農業と観光を結びつけようとする動きが見られ、グリーンツーリズムを主体とした村内有志の「あったかの郷」と言った団体が発足して集客を図っているが、行政においても農業と観光による立村を取り戻し地域の活性化を図るべく様々な手段を講ずることが急務となっている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

当村においては、永い歴史の中から湯治場・スキー産業により多くの宿泊施設が生まれ、現在旅館24件・民宿316件程度あるがそのうち農業を営んでいるものは245件である。そのほとんどが水田面積15a程度の小規模経営である。このことを背景に野沢温泉村内において農業をベースに住民自らの努力により地域の活性化を図る事を、行政としてバックアップすることが必要であり、ひいては村の活性化に繋がる物と考える。

6. 構造改革特別区域計画の目標

当村は、平成12年4月に住民と行政がともに手を携え、ともに知恵を出し合い、ともに汗を流してむらづくりを進めるための指針として「くつろぎと躍動が生きづく湯の郷 野沢温泉村」を目標に第4次野沢温泉村長期振興総合計画を定め地域の活性化に取り組んでいるが、長引く景気低迷の折、活性化の糸口が見えずにいるのが現状である。

構造計画特別区域法の特例措置による本計画は、前述の長期振興計画の目標に基づき構造改革特別区域を設置し、地域の活性化を目指すものである。当村には、国指定重要無形民俗文化財にも指定され、日本三大火祭りにも数えられる「道祖神火祭り」をはじめとする祭礼で日本酒とは縁の深い土地柄でありまた民宿を営む農家が多数いることから、地産地消の基本理念により自ら作った米で濁酒を造り当村を訪れる方をもてなすことにより付加価値を付けさらにお客様との結びつきを強いものにする。

従来、スキー産業に頼りがちであった地域の活性化を根本から見直し、既存のリピーターに加え新たに当地域のファンを獲得し、農業を主体とした更なる結びつきを確かなものとすることを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

湯の郷 野沢温泉どぶろく特区は、これまで冬季シーズンのスキー産業に頼りがちだった地域の活性化を根本から見直し、バブル期を頂点とする好景気を経験してきた地域住民がグリーンツーリズムの担い手として自覚し、自ら考え自ら行動することにより低迷している活気を取り戻しグリーンシーズン期における地域の活性化を図るものである。

このことから農業と民宿経営の新たな結びつきを見いだすことが地域の総合的な経済的社会的効果を生み出すものと考えられる。

8. 特定事業の名称

707特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)酒造好適米の研究事業

現在当村においては9割以上が主食用米のコシヒカリを作付けしているが、規制の特例を受ける主体と村農業技術者連絡協議会(構成団体:北信農業改良普及センター・北信州みゆき農業協同組合・北信農業共済組合・村農林建設課)が協力し、当特区内における濁酒製造のための酒造好適米の栽培についての研究を行う

(2)新規就農者支援事業

村営農支援センター(構成団体:北信農業改良普及センター・北信州みゆき農業協同組合・村農業委員会・村農林建設課)、村農業技術者連絡協議会(構成団体:北信農業改良普及センター・北信州みゆき農業協同組合・北信農業共済組合・村農林建設課)の機能を活用し、新規に就農する方を支援する。

(3)グリーンツーリズム推進事業

特区内における農家民宿をグリーンツーリズムの担い手とし、村内の宿泊業団体(旅館組合・民宿組合・宿泊業組合)、村観光協会、村商工観光課、村農林建設課で協力し、農作業体験メニューの開発を進めると同時にグリーンシーズンにおける誘客を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施または実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙 (特定事業番号 707)

1. 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

湯の郷 野沢温泉どぶろく特区内で、農業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特区認定の日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

野沢温泉村全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により 特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで、旅の付加価値を付け従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出すことにより活性化が図られる。同時に特定農業者が地域を訪れる客とともに、楽しみながら農作業をすることにより、双方ともゆとりのある日々が送れることが想像される。

5. 当該規制の特例措置の内容

当村が推進するグリーンツーリズム事業の柱となる農家民宿により当地の農産物を原料とした濁酒を提供することにより農家民宿のサービスの向上と濁酒をきっかけとした新たな交流を生み出しながら地産地消を推進するため、酒税法第 7 条第 2 項の特例措置を講ずる。